

令和4年度補正資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業委託費（ソーティングセンターを核としたプラスチック使用製品廃棄物の水平リサイクルシステム実装可能性調査）に係る企画競争募集要領

令和5年11月9日

経済産業省

産業技術環境局

資源循環経済課

経済産業省では、令和4年度補正資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業委託費（ソーティングセンターを核としたプラスチック使用製品廃棄物の水平リサイクルシステム実装可能性調査）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

資源自律型で脱炭素のサーキュラーエコノミーを実現する上での大きな課題のひとつが、これまで主に化石燃料を原料に製造されてきたプラスチックの資源循環である。2050年カーボンニュートラルを実現するには、プラスチックの主原料を国内で得られる再生樹脂やバイオマス等へと転換していく必要がある。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、今後、地方公共団体によるプラスチック容器包装と製品プラスチックの一括回収や、製造・販売事業者による自主回収、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等が進むとともに、プラスチック使用製品設計指針により再生樹脂の需要が拡大していくことが期待される。

しかしながら、現在の再生樹脂は、工場端材などを原料としたポストインダストリーのものを除き、多様な樹脂や異素材、異物等の混入・吸着等により、品質が大幅に低下するため、その用途が限られているのが現実である。再生樹脂の需要を拡大するには、ポストコンシューマーのプラスチック使用製品廃棄物を、一般消費財等に使用可能な品質の再生樹脂に戻す、いわゆる「水平リサイクル」のシステムを構築することが不可欠となる。

現在、国内外で、様々な選別技術やコンパウンド技術、溶剤を利用するマテリアルリサイクル技術、材質別のモノマー還元・再重合プロセス、多様な素材から化学原料を得る循環型ケミカルリサイクル技術などの開発が進んでいるが、これらの諸技術を組み合わせた社会システムとしての水平リサイクルの実装可能性を確認するとともに、具体的な将来像を様々な分野・業種間で共有することによって、今後の技術開発や設備投資の方向を示すことが必要になっている。

このため、本事業では、一般廃棄物のプラスチック容器包装（以下「容リプラ」という。）とプラスチック製品（以下「製品プラ」という。）を対象に、水平リサイクルの鍵となる高度な機械選別を行うソーティングセンターの可能性について実証実験の計画を策定するとともに、2030年代までの社会実装を念頭に、選別後の物質の高度マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルを組み合わせた水平リサイクルシステムの将来像を検討するものとする。

2. 事業内容

上記の目的を達成するために、以下の業務を行う。

一般廃棄物の廃プラスチック類を、現在実装されている選別技術の組み合わせによりどこまで高精度に機械選別することが可能かを明らかにするとともに、より高度な選別を目指して複層フィルム剥離等も含めた実証実験の詳細な計画を策定する。

併せて、選別後の物質を高度マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルする水平リサイクルシステムの将来像を検討に向けた計画を作成する。

(1) 選別リサイクルの実証実験のための実施計画の立案

以下のア～カの内容を含む技術的な実験を行い、実証実験の実施計画を立案する。実証実験では、国内外の優れた諸技術（技術開発段階で社会実装に至っていないものを含む。）のうちから、本実証実験に適し、かつ、関係者の協力が得られるものを選定するものとする。特に、選別技術に関しては国内外の動向を踏まえること。

ア 一般廃棄物の容リプラと製品プラを 10 トン程度譲り受け、将来のソーティングセンターに活用可能な国内外の高度選別技術を使用して、それらを樹脂別、形状別に選別し、さらに必要な場合には色別等の選別も行う。また、選別後の物の評価（性状等の評価の外、実際に再生樹脂ペレットを製造した場合の物性等を含む。）を行う。

イ アで選別した物を国内外の施設で高度マテリアルリサイクル技術及び循環型ケミカルリサイクル技術を用いて高品質な再生樹脂（レジン、ペレット）を得る。高度マテリアルリサイクル技術の中には、選別後の物質の高度な洗浄（温水洗浄・乾燥等）プロセスにより高品質な再生樹脂ペレットを得るものを含むものとする。

ウ マテリアルリサイクルによりペレット化された再生樹脂を使って、一般的な消費財の容器包装又は製品を成形する。

エ 一括回収された容リプラと製品プラの選別後の物、再生樹脂ペレット、再生樹脂で成形された容器包装や製品のそれぞれについて、性状及び品質を分析・評価する。

オ ア～エまでの実施に必要な関係者との調整、手続等を行う。

カ ア～エの結果を評価・分析し、ソーティングセンターを核とした水平リサイクルシステムに関わる課題等を抽出・整理する。

(2) 水平リサイクルシステムの具体的将来像の検討

2030 年代までに社会実装が可能なソーティングセンターを核とした水平リサイクルシステムの具体的将来像を検討する。その際、コストの評価、環境影響（特に温室効果ガス排出量）の評価、労働環境等、関連施設の立地及び地域的配置に関する予備的検討を行うものとする。

(3) 実務者ワーキングチームの運営

(1) の実証実験の実施計画の立案に当たっては、プラスチックリサイクルの実務に詳しい者 5 名程度を集めたワーキングチームを設置し、次の事項について意見を聴くとともに、(1) カの関係者との調整等に係る助言・支援を得るものとする。

i. 実証実験の実施計画の内容

ii. その他必要な事項

(4) 専門家会議の運営

(2)の水平リサイクルシステムの具体的将来像及びその実現に必要な国の施策・関係者の取組の検討を行うに当たっては、プラスチック資源循環に詳しい専門家5名程度を集めた専門家会議を設置し、意見を聴くものとする。専門家会議の開催は関係者ヒアリングを含め3回程度、ヒアリング対象は5者程度を想定する。

(5) 報告書の作成及び情報発信の資料作成

実証実験の実施計画及び水平リサイクルシステムの将来像の検討結果をとりまとめた報告書を作成するとともに、情報発信等に使用できるよう報告書の内容を分かりやすく簡潔にまとめたパワーポイント資料を作成する。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月29日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：3,000万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期： 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和5年11月9日（木）

締切日：令和5年11月29日（水）12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和5年11月10日（金）21時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和5年11月13日（月）14時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等

Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省

で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅰ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（３）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（４）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

（５）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲について

は経済産業省と調整を経て決定することとします。

1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

担当：吉川、山口

電話：03-3501-4978

E-mail：bzl-ce-sortingcenter@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和4年度補正資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業委託費（水平リサイクルシステム実装可能性調査）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上